



# 宮 崎 県 公 報

平成22年7月29日(木曜日) 第2204号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間等……………(危機管理課) 1	頁
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2	
○公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 3	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 4	

### 公 告

○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(4件)……………( “ ) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 6	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 6	
○落札者等の公告(3件)…………… 6	
<b>企業局企業管理規程</b>	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7	
<b>人事委員会規則</b>	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 9	

## 告 示

### 宮崎県告示第 495号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条に規定する2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の平成22年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

募 集 種 別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生(男子)	平成22年8月1日から同年9月10日まで	(筆記試験) 平成22年9月18日	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館	自衛隊宮崎地方協力本部電話0985(53)2643
			都城市	南九州大学	
			延岡市	延岡市中小企業振興センター	
			日南市	日南市保健福祉センター	
			小林市	J A小林	
			西都市	西都市コミュニティセンター	

※年間を通じて受付を行っているが、文部科学省及び厚生労働省から示された期日で平成23年3月高等学校

卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、上記のとおりである。	平成22年9月20日から27日までのうち指定する日	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		新富町	航空自衛隊新田原基地
自衛官候補生(女子)	平成22年8月1日から同年9月10日まで	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		新富町	航空自衛隊新田原基地
		都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		新富町	航空自衛隊新田原基地

(口述試験及び身体検査)  
平成22年9月26日及び27日のうち指定する日

### 宮崎県告示第 496号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

- 2 救急病院の認定の有効期間  
平成22年7月17日から平成25年7月16日まで

宮崎県告示第 497号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小椎尾1007-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 498号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小崎7321、7326-1、字中ノ道7335-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字小崎7326-1・字中ノ道7335-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 499号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字天包1582-26、1582-36、1582-54から1582-56まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 500号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免許の年月日及び番号  
平成22年7月22日  
シレイ 26750-245
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 東国原 英夫  
宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号
- 3 埋立区域
- (1) 位置  
宮崎県日南市大堂津二丁目4904番1、4906番、4907番及び4908番3の地先公有水面
- (2) 区域  
別表1の各地点のうち1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と1の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.29m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- (3) 面積  
201.65㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置  
宮崎県日南市大堂津二丁目4904番、4904番1、4905番、4906番、4907番及び4908番3の地内並びに同市4904番1、4906番、4907番及び4908番3の地先公有水面
- (2) 区域  
別表2の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とオの地点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

23,359.14㎡

5 埋立地の用途  
岸壁

別表 1

地点	地 点 の 位 置
1 の地点	四等三角点上岳（緯度31度33分 53.0694秒、東経131度22分 57.1198秒（以下基点という））から 155度21分59秒 705.56mの地点
2 の地点	1 の地点から 151度28分28秒 1.53mの地点
3 の地点	2 の地点から 241度28分28秒 131.80mの地点
4 の地点	3 の地点から 331度28分28秒 1.53mの地点

別表 2

地点	地 点 の 位 置
アの地点	基点から 152度59分50秒 673.17mの地点
イの地点	アの地点から 151度28分28秒 122.53mの地点
ウの地点	イの地点から 241度28分28秒 191.80mの地点
エの地点	ウの地点から 331度28分28秒 106.80mの地点
オの地点	エの地点から 20度26分13秒 23.96mの地点

宮崎県告示第 501号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月29日から平成22年 8 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 2 19号	西都市大字中尾字戸崎 1 番 1 地先から同市同大字同字 1 番13地先まで	旧	11.2 ～ 15.0	22.5
				新	14.0 ～ 19.2	22.5

宮崎県告示第 502号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月29日から平成22年 8 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 4 48号	串間市大字大納字長畑 2748番 1 地先から同市同大字字宮田2978番 1 地先まで	旧	6.0 ～ 48.4 7.0 ～ 35.0	1922.6 1114.5
				新	7.0 ～ 35.0	1114.5

宮崎県告示第 503号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月29日から平成22年 8 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字中尾字戸崎 1 番 1 地先から同市同大字同字 1 番13地先まで	平成22年 7 月29日

宮崎県告示第 504号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月29日から平成22年 8 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字北高鍋字道具小路1258番 7 地先から同郡同町同大字字小鶴1379番地先まで	平成22年 7 月29日

宮崎県告示第 505号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月29日から平成22年 8 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字中嶋1938番1地先から同郡同町同大字字西畑田1062番1地先まで	平成22年 7 月29日

宮崎県告示第 506号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の限定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>西都インターチェンジ</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の限定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州自動車道	西都インターチェンジ	[略]				<p>5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の限定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td><u>高鍋インターチェンジ</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の限定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州自動車道	<u>高鍋インターチェンジ</u>	[略]			
路線名		区 間					距離	区域の限定	区分																																
	起 点	終 点																																							
[略]																																									
東九州自動車道	西都インターチェンジ	[略]																																							
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分																																				
	起 点	終 点																																							
[略]																																									
東九州自動車道	<u>高鍋インターチェンジ</u>	[略]																																							

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、昭和土地改良区（えびの市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	伊集院 国 光	えびの市大字栗下1617番地 2

(任期：平成24年 8 月21日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 山 行 男	小林市大字細野4892番地 8
理 事	坂 下 勇	小林市大字細野4874番地 2
理 事	下玉利 重 明	小林市大字細野5067番地 1
理 事	迫 昭 二	小林市大字細野5079番地 2
理 事	川 崎 明	小林市大字細野4860番地
理 事	上 竹 功	小林市大字細野4869番地
理 事	松 元 美喜男	小林市大字細野4851番地
理 事	松 田 修 一	小林市大字細野5366番地乙
理 事	江 波 義 昭	小林市大字細野4925番地

監 事	山 下 一 二	小林市大字細野5147番地
監 事	山 口 伸 一	小林市大字細野4880番地

(任期：平成24年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 下 一 二	小林市大字細野5147番地
理 事	坂 下 勇	小林市大字細野4874番地 2
理 事	山 口 本 助	小林市大字細野4880番地
理 事	高 岩 清 正	小林市大字細野4933番地
理 事	牛 根 清 文	小林市大字細野5082番地 2
理 事	竹 下 和 男	小林市大字細野4911番地
理 事	山 波 茂	小林市大字細野5383番地
理 事	松 元 美喜男	小林市大字細野4851番地
理 事	内 藤 文 雄	小林市大字細野4869番地 9
監 事	大 河 平 正 浩	小林市大字細野5137番地
監 事	谷 山 岩 男	小林市大字細野5048番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田代土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 田 敬一郎	えびの市大字末永2410番地
理 事	黒 江 洋 一	えびの市大字末永2303番地
理 事	深 川 静 彦	えびの市大字末永2810番地
理 事	上 野 一 雄	えびの市大字末永2488番地
理 事	前 原 幸太郎	えびの市大字末永2740番地 4
理 事	黒 江 民 教	えびの市大字末永2220番地 2

理 事	永 田 重 信	えびの市大字末永2207番地 2
監 事	加 藤 信 男	えびの市大字末永2484番地 3
監 事	新 竹 治 信	えびの市大字末永2772番地
監 事	税 所 光 男	えびの市大字末永2294番地

(任期：平成24年4月18日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 田 敬一郎	えびの市大字末永2410番地
理 事	黒 江 洋 一	えびの市大字末永2303番地
理 事	南 小夜子	えびの市大字末永2813番地
理 事	永 田 清 秀	えびの市大字末永2455番地 2
理 事	前 原 幸太郎	えびの市大字末永2740番地 4
理 事	新 竹 美喜雄	えびの市大字末永2476番地 6
理 事	川 崎 健 一	えびの市大字末永2202番地 1
監 事	黒 江 民 教	えびの市大字末永2220番地 2
監 事	前 原 良 一	えびの市大字末永2720番地
監 事	田 中 耕 成	えびの市大字末永2493番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長江浦土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	西 鶴 文 男	えびの市大字西長江浦 524番地
理 事	小 菜 明 光	えびの市大字西長江浦 719番地 2
理 事	岩 下 百 年	えびの市大字東長江浦1533番地 1
理 事	島 田 俊 三	えびの市大字東長江浦 971番地

理 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地
監 事	中 尾 敷 夫	えびの市大字小田 153番地 1
監 事	柘 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地

(任期：平成24年 5 月 7 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	千 田 利 栄	えびの市大字西長江浦 493番地10
理 事	永 田 利 広	えびの市大字西長江浦 419番地
理 事	岩 下 昭 利	えびの市大字東長江浦1522番地
理 事	畠 田 俊 三	えびの市大字東長江浦 971番地
理 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地
監 事	中 尾 敷 夫	えびの市大字小田 153番地 1
監 事	柘 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、北部土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	常 森 賢 二	えびの市大字榎田99番地 1
理 事	山 下 広 志	えびの市大字東川北1405番地
理 事	岩 屋 松 郎	えびの市大字西川北 568番地 3
理 事	竹 下 善 和	えびの市大字東川北1227番地
理 事	二 宮 利 榮	えびの市大字榎田 560番地イ
監 事	亀 園 政 徳	えびの市大字榎田15番地84
監 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地

(任期：平成24年 5 月 8 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	常 森 賢 二	えびの市大字榎田99番地 1
理 事	山 下 広 志	えびの市大字東川北1405番地
理 事	岩 屋 松 郎	えびの市大字西川北 568番地 3
理 事	竹 下 善 和	えびの市大字東川北1227番地
理 事	二 宮 利 榮	えびの市大字榎田 560番地イ
監 事	重 留 和 秀	えびの市大字東川北1234番地 2
監 事	亀 園 政 徳	えびの市大字榎田15番地84

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
現 王 島	西都市・ 新富町・ 宮崎市	ふるさと農道緊急 整備事業	平成17年 1 月21日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類  
公共測量(新田土地区画整理事業 基準点測量)
- 2 作業期間  
平成22年 6 月30日から平成22年10月29日まで
- 3 作業地域  
都城市高崎町大牟田地域

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年 7 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
宮崎県立看護大学情報システム端末機器等(パソコン・プリンタ等)一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎まなび野 3 丁目 5 番地 1



- 3 落札者を決定した日  
平成22年6月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎市江平西  
1丁目3番6号
- 5 落札金額  
31,449,600円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成22年5月27日

**落札者等の公告**

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり  
公示する。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
宮崎県立看護大学情報システム基幹ネットワーク機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎市まなび野3丁目5番  
地1
- 3 落札者を決定した日  
平成22年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
SCSソリューションズ株式会社 宮崎市橋通東4丁目1番2  
号

- 5 落札金額  
131,544,000円
- 6 総合評価一般競争入札の公告を行った日  
平成22年6月3日

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する  
。

平成22年7月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東2丁目10  
番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年6月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 富士通株式会社宮崎支店 宮崎市高千穂通1丁目6番38号  
(2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番  
1号
- 5 落札金額  
293,995,800円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成22年4月26日

**企業局企業管理規程**

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年7月29日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

**宮崎県企業局企業管理規程第5号****企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程**

企業局企業職員就業規程(昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、企業局職員のうち地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第36条に規定する企業職員(以下「職員」という。 )の就業条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第7条の2 管理者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下これらを「休日」という。)である勤務日等(勤務日又は第2条第7項若しくは第3条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。以下同じ。)について、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、企業局職員のうち地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第36条に規定する企業職員(第8条の3第3項を除き、以下「職員」という。)の就業条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第7条の2 管理者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下これらを「休日」という。)である勤務日等(勤務日又は第2条第7項若しくは第3条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(第8条の3第1項の規定により、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号。以下「給与条例」という。)第7条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、管理者の定めるところにより、当該時間外勤務手当</p>

2～3 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 8 条の 2 [略]

(給与の基準及び支給)

第17条 職員の給与の基準及び支給については、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号）及び企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の定めるところによる。

別表（第12条関係）

原因	特に承認を与える期間
[略]	
18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
[略]	

備考

- 1 本表（第18号を除く。）によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に、週休日等を含むものとする。
- 2 [略]

附 則

この企業管理規程は、平成22年8月1日から施行する。

### 人事委員会規則

期末手当及び勤拙手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第26号

の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）が指定された勤務日等及び休日を除く。（以下同じ。）について、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2～3 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 8 条の 2 [略]

(時間外勤務代休時間)

第 8 条の 3 管理者は、時間外勤務代休時間として、管理者が別に定める期間内にある勤務日等のうち第 7 条の 2 第 1 項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 時間外勤務代休時間の指定の手續等に関して必要な事項は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の適用を受ける職員の例による。

4 第 1 項の規定により管理者が時間外勤務代休時間を指定したときは、給与条例第15条第 1 項に規定する管理者の承認があったものとみなす。

(給与の基準及び支給)

第17条 職員の給与の基準及び支給については、給与条例及び企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の定めるところによる。

別表（第12条関係）

原因	特に承認を与える期間
[略]	
18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日（以下「週休日等」という。） <u>並びに割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等</u> を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
[略]	

備考

- 1 本表（第18号を除く。）によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を含むものとする。
- 2 [略]



## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）			
組織 区分	給料 表	職	加算割合	組織 区分	給料 表	職	加算割合
知事	[略]			知事	[略]		
部局	医療 職（ 一）	[略]		部局	医療 職（ 一）	[略]	
		共通	[略]			共通	[略]
		主査	[略]		副主幹、主査	[略]	
	[略]			[略]			
	[略]			[略]			

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年7月29日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

## 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成22年10月6日（水）から8日（金）、10月12日（火）及び13日（水）まで	15名

## 2 講習の対象者

## (1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検

定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

## 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

## 4 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

## (2) 提出日時

警備業務区分	提 出 日 時
4号警備業務	平成22年8月30日（月）から同年9月7日（火）まで（土、日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2のウに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 のエに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 のオに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	4 号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。